⑸　入札の無効　以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
エ　工事費内訳書を提出しない者等のした入札
⑹　契約後の技術提案　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。
⑾　競争参加資格の認定を受けていない者の参加
ア　2⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
イ　2⑺に掲げる競争参加資格の要件を申請書等提出時において満たせない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。
⑿　詳細は入札説明書による。
6　契約に係る情報提供の協力依頼　次のいずれにも該当する契約先は、機構から当該契約先への再就職の状況、機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。
⑴　機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
⑵　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshimasa Tadenuma, Superintendent, Osaka Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Tedorigawa Bridge and etc.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail : 4 : 00 p.m. 12 June 2015 (application forms and relevant documents for the qualification brought with : 4 : 00 p.m. 12 June 2015)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 p.m. 24 July 2015 (tenders brought with : 1 : 00 p.m. 24 July 2015 or tenders submitted by mail : 1 : 00 p.m. 24 July 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Osaka Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railways Construction, Transport and Technology Agency, 5―36 Miyahara 3-chome Yodogawa-ku, Osaka-shi 532―0003 JAPAN Tel 06―6394―6029

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局留萌開発建設部が発注する一般国道40号天塩町天塩大橋橋脚工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成27年5月12日
北海道開発局長　岡部　和憲
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　一般国道40号天塩町天塩大橋橋脚工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道天塩郡天塩町、幌延町
3　工事内容　工事延長：L＝530m（SP＝770～SP＝1,300）、橋長：L＝506m、P－3橋脚（ニューマチックケーソン基礎）：1基、橋脚躯体工：1式、ニューマチックケーソン基礎工：1式、仮桟橋撤去工：W＝1,124t
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成27年5月12日から平成27年6月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成27年6月12日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、2又は3社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記6⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成12年度以降に、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　基礎形式がニューマチックケーソンであること。
㋑　基礎形式がニューマチックケーソン、オープンケーソン又は深礎杭のいずれかであること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。